(注1)国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。 (注2)贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。 (注3)日付については、平成○年△月□日をH○.△.□と記している。 (注4)告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。

コートジボワール	相手国政府· 相手国際機関 (注1)
英種族男で図りるコートジボワーアの間の交換公文	4
日本国政府と共和国政府と	林
反種仮処規ために必要	接
でなり	型
三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三 三	9
及び	
作役の務	图 图 图
の購	4
人種1	É
拔 迟 冷	F
大肥りの	# # +
540,000千円 H27. 3.31まで	贈与の限度額又 は贈与額 贈与の供与期限 (注2)
H26.12.22 アビジャ ンで (同日)	署名日署名地(渤水発生日)(注3)
n 年 週	+
かんだりません	* 4
・ディッ	1 🕦
H27. 1.26 20号	告示日 告示番号 (注4)